

岐阜県立岐阜北高等学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この学則は、岐阜県立高等学校管理規則に基づき、本校の管理運営の基本事項を定めることを目的とする。

(課程及び学科)

第2条 本校は、単位制による全日制の課程 普通科とする。

(修業年限)

第3条 本校を卒業するために必要な修業年限は3年である。

(入学定員及び通学区域)

第4条 本校の入学定員及び通学区域は、岐阜県教育委員会の定めるところによる。

第2章 年度・学期及び休業日

(年度・学期)

第5条 年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 年度を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日までの間において校長が定める期間

後 期 前期終業翌日から翌年3月31日までの間において校長が定める期間

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、四～六は年度ごとに校長が定める。

一 国民の祝日に関する法律に規定する日

二 土曜日

三 日曜日

四 学年末、学年初め 3月1日から4月30日までの間において校長が定める期間

五 夏季休暇 7月1日から8月31日までの間において校長が定める期間

六 冬季休暇 12月1日から翌年1月31日までの間において校長が定める期間

七 広域にわたる非常変災、その他急迫の事情があると認めて、岐阜県教育委員会が臨時に定めた日

八 その他、校長が休日の必要を認めて指定する日

2 前項の規定にかかわらず、校長が教育上必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(教育課程及び授業日時数)

第8条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び岐阜県教育委員会の定めるところにより校長が編成する。

2 本校の授業日時数については別に定める。

第4章 履修・修得の認定及び卒業の認定

(履修とその認定)

第9条 生徒は、本校の定める指導計画に従って、各教科・科目と総合的な探究の時間を履修するとともに、特別活動に出席しなければならない。

2 履修の認定は、別に定めるところにより、単位認定会議の審議を経て、校長がこれを行う。

(修得の認定)

第10条 単位の修得の認定は、履修が認定された各教科・科目と総合的な探究の時間の学習成果が、その目標からみて満足できると認められた場合、単位認定会議の審議を経て、校長がこれを行う。

(既得単位の認定)

第11条 本校に入学する前に在籍した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において単位を修得しているときは、本校で修得した単位数に加えることができる。

(卒業の認定)

第12条 校長は、生徒が卒業に必要な単位を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められた者については、卒業を認定する。

第13条 校長は、卒業を認定した者には卒業証書を授与する。

第5章 入学・転学・退学・休学及び留学

(入学・編入学・転入学)

第14条 入学は、学校教育法施行規則第78条の規定により送付された調査書、その他必要な書類、選抜のための検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。

第15条 編入学は、相当年齢に達し、選考の結果、本校生徒に相当する学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、校長がこれを許可することができる。

第16条 転入学は、修得した単位及び在学した期間に応じて、選考の結果、本校生徒に相当する学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、校長がこれを許可することができる。

第17条 入学の時期は、校長が、入学を許可した日とする。

第18条 本校に入学しようとする者は、別に定めるところにより、所定の書類を校長に提出しなければならない。

第19条 入学を許可された者は、校長の指定する期間内に宣誓書及び保護者が署名した誓約書を提出しなければならない。

第20条 入学金等の徴収方法については、岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の定めるところによる。

(身元保証人)

第 21 条 保護者は、校長の定める地域内に住所を有しないときは、身元保証人を定めて、身元保証書を校長に届け出なければならない。

第 22 条 校長は、身元保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

第 23 条 保護者は、身元保証人の住所、氏名、その他身上に異動が生じたときは、身上異動届により、校長に届け出なければならない。

(転学・退学)

第 24 条 転学又は退学をしようとする者は、「転学・退学願」により保護者から校長に願い出なければならない。

(休学)

第 25 条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、「休学願」により保護者から校長に願い出なければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(復学)

第 26 条 休学中の者が、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、「復学願」により保護者から、校長に願い出なければならない。この場合において、病気によるものについては、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第 27 条 学校教育法施行規則第 93 条第 1 項の規定による留学の許可を受けようとする者は、「留学願」により保護者から校長に願い出なければならない。

2 前項の願いがあった場合、校長は教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。

3 留学の許可を受けて留学した者が帰国したときは、その旨を外国の高等学校における履修を証明する書類を添えて校長に報告しなければならない。

第 28 条 留学中の単位認定は、留学校における履修及び単位修得を証明する書類に基づき、32 単位以内の範囲で校長がこれを行う。

(出席停止)

第 29 条 校長は、感染症にかかり、又はそのおそれがある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第30条 校長は、3か年皆勤者及び生徒会活動、部活動等で顕著な功績・成績を収めた生徒を表彰する。

(懲 戒)

第31条 校長は、教育上必要であると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。懲戒の種類は下のとおりである。

1 訓告 2 停学 3 退学

前項の退学は、学校教育法施行規則第26条に定めるところにより、次の各号の一つに該当する場合に行うことができる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 補 則

第32条 この規則に関して必要な事項は、校長が定める。